

### 駐車場一般定期利用契約にかかる大口利用割引の実施についてのご案内

当財団では、法人等の方が、財団駐車場を定期利用されるご契約をいただく場合、10台以上のご契約から、下記のとおり大口利用割引を行うことといたしましたので、ご案内申し上げます。

#### 記

##### 1. 大口利用割引対象者

大口利用割引の対象は、1法人等が10台以上の台数の一般定期利用契約をする法人等とし、財団が承認した法人等とする。

##### 2. 台数の算定方法

10台以上の台数の一般定期利用契約とは、1法人等が契約する駐車場毎の定期種別の台数の合計台数とする。

##### 3. 割引対象台数の算定日

財団が毎月1日(以下「請求算定日」という。)に、翌月の定期利用料金を請求する際の、翌月の1日の定期利用契約台数を割引対象台数とし、請求算定日以外の定期利用契約台数は割引の対象としない。

##### 4. 適用する割引率

割引率は、下表の大口定期利用割引率表の定期利用契約台数に対する割引率を適用する。

大口定期利用割引率表

定期利用契約台数		定期利用契約台数		備 考
(1日現在)	割引率	(1日現在)	割引率	
10台	5.0%	31台	20.6%	
11台	6.0%	32台	20.9%	
12台	7.0%	33台	21.2%	
13台	8.0%	34台	21.5%	
14台	9.0%	35台	21.8%	
15台	10.0%	36台	22.1%	
16台	11.0%	37台	22.4%	
17台	12.0%	38台	22.7%	
18台	13.0%	39台	23.0%	
19台	14.0%	40台	23.2%	
20台	14.6%	41台	23.4%	
21台	15.2%	42台	23.6%	
22台	15.8%	43台	23.8%	
23台	16.4%	44台	24.0%	
24台	17.0%	45台	24.2%	
25台	17.6%	46台	24.4%	
26台	18.2%	47台	24.6%	
27台	18.8%	48台	24.8%	
28台	19.4%	49台	25.0%	
29台	20.0%	50台以上～	25.0%	割引上限
30台	20.3%			

##### 5. 割引適用開始日

割引適用は、平成23年9月1日以降の請求算定日分の定期利用契約台数から行う。

##### 6. 割引処理・請求金額の算定方法

割引処理・請求金額の算定は、次の から の順序により行う。

まず、請求算定日の定期利用契約台数で、契約書記載料金での利用料金額を算出する。

次に、定期利用契約台数の割引率を適用して割引額を算出する。

\* 割引額に円の単位未満の金額が出た場合は切り捨てとする。

最後に、 で算出された金額から、割引額を差し引いた金額を請求金額とする。

以 上